

医療法人栄仁会 訪問看護ステーションおうばく 訪問看護利用（介護）

訪問看護サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用者負担割合に応じた額とします。

訪問看護利用料のうち、関係法令に基づいて定められたものが契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料となります。改定があった場合は利用者に説明します。

地域加算 1単位=10.42円

令和6年6月改正

【予防訪問看護】

<input type="checkbox"/>	看護師	20分未満<※1>	303単位/回
<input type="checkbox"/>		30分未満	451単位/回
<input type="checkbox"/>		30分～60分	794単位/回
<input type="checkbox"/>		60分～90分	1090単位/回
<input type="checkbox"/>	理学療法士等	20分	284単位/回 (276単位)
<input type="checkbox"/>		1日に2回を超える場合<※2>	142単位/回 (134単位)

理学療法士等の訪問は、訪問実績により8単位減算

<※1> 週に1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合
利用者からの連絡に応じて、訪問看護を実施している場合

<※2> 週6回限度

<※3> 理学療法士等の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションであり、看護職員の代わりにさせる訪問となります。

【訪問看護】

<input type="checkbox"/>	看護師	20分未満<※1>	314単位/回
<input type="checkbox"/>		30分未満	471単位/回
<input type="checkbox"/>		30分～60分	823単位/回
<input type="checkbox"/>		60分～90分	1128単位/回
<input type="checkbox"/>	理学療法士等	20分	294単位/回 (286単位)
<input type="checkbox"/>		1日に2回を超える場合<※2>	265単位/回 (257単位)

【加算】

<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（I）	6単位/回
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算（II）	574単位/月
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅰ	500単位/月
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅱ	250単位/月
<input type="checkbox"/>	初回加算（I）	350単位/月
<input type="checkbox"/>	初回加算（II）	300単位/月
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	600単位
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算	250単位/月

<input type="checkbox"/>	複数名訪問加算	所要時間30分未満	254単位/回
<input type="checkbox"/>		所要時間30分以上	402単位/回
長時間訪問看護加算			300単位/回
夜間加算(午後6時～午後10時)			所定単位数の25/100
早朝加算(午前6時～午前8時)			所定単位数の50/100
深夜加算(午後10時～午前6時)			ターミナルケア加算
			2500単位

○サービス提供体制強化加算（I）

事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の割合が100分の30以上であり、看護師等が研修計画に沿った研修を実施していることを評価されている等で算定

○緊急時訪問看護加算（II）

利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制である場合に算定

○特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態にある利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合に算定

○特別管理加算Ⅱ

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等にある利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合に算定

○初回加算（I）

新規に訪問看護計画を作成し、退院（退所）した日に初回訪問看護を提供した場合に算定

○初回加算（II）

新規に訪問看護計画を作成し、退院（退所）した日の翌日以降に初回訪問を提供した場合に算定

○退院時共同指導加算

入院・入所中の者に対して主治医等と共にし、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を

利用者等の希望に基づいた方法で提供した場合に算定

○看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、たん吸引等が必要な者に係る計画作成や支援を行った場合に算定

○複数名訪問加算

利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合や暴力行為、

著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合に算定

○長時間訪問看護加算

特別管理加算の算定対象者に限り、90分以上の長時間訪問の場合に算定

○夜間・早朝・深夜加算

緊急時訪問看護加算の算定対象者において、同月に2回目以降の緊急時訪問が夜間・早朝・深夜に

生じた場合に算定

○ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者に対し、ターミナルケアを行った場合に算定

そ の 他 の 負 担 自 己	1.営業日外訪問	5.000円
	2.プラン以外訪問	基準限度額内は保険適用されますが超えると全額実費を頂きます。 オプションとして長時間になる場合は1時間あたり 8,500円
	3.営業時間外訪問(早朝・夜間)	2.500円
	4.深夜訪問(22:00～6:00)	5.000円
	5.エンゼル処置	12.000円
	6.交通費(サービス提供地域外)	500円